各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長 (公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、平成26年12月22日付けでZAKLAD PRZEMYSLU MIESNEGO BIERNACKI SP. Z 0. 0. (施設番号 30063801)からの貨物及びポーランド産牛舌の輸入手続きを停止しているところです。

今般、本事案に関して、ポーランド政府から提出された原因究明及び改善措置 に関する調査報告書を踏まえ、当該施設からの貨物及びポーランド産牛舌の輸入 手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題 がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いします。

また、上記出荷施設において処理された牛肉等のうち、平成27年4月2日以前 に衛生証明書が発行されたものについては、全箱について、輸入者による当該貨 物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を検 疫所あて報告するよう指導願います。

なお、平成27年4月3日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来 どおり、平成26年8月1日付け食安監発0801第1号に基づいて取り扱うこととし ます。